

議案第11号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例制定の件

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項から3の項までを削り、4の項を1の項とし、5の項を2の項とし、6の項及び7の項を削り、8の項を3の項とし、9の項を4の項とし、10の項を5の項とし、11の項を削り、12の項を6の項とする。

別表第2中2及び3を削り、4を2とし、5を削る。

別表第3中6の項を削り、7の項を6の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。